

「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」中間案（案・概要）

計画期間：平成27年度～31年度

資料7（H26.10.30 第4回
三重県少子化対策推進県民会議・
計画策定部会）

めざすべき社会像
概ね10年先

～結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重～

総合目標
10年後の目標

- ①合計特殊出生率（平成25年1.49）を平成36年に結婚・出産の希望が叶った水準（希望出生率、1.84）
- ②「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（25年度56.0%）を36年度に67.0%

計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえでの前提や約束事

子どもの最善の
利益を尊重する

家族形成は
当事者の判断
が最優先される

人や企業、
地域社会の
意識を変える

家族の特性に
応じてきめ細かに
支援する

子どもの育ち、
子育て家庭を
地域社会で支える

ライフステージ毎の取組方向

切れ目のない支援

5年間で集中的に取組内容を

重点的な取組

として位置づけ、数値目標を設定

子ども・思春期

- (1) ライフプラン教育の推進 **重点**
- (2) 子どもの貧困対策 **重点**
- (3) 児童虐待の防止 **重点**
- (4) 社会的養護の推進 **重点**
- (5) 子どもの育ちを支える取組の推進
- (6) 不登校やいじめ等への対応
- (7) 健全育成の推進
- (8) 困難を有する子ども・若者への支援(再掲)

若者／結婚

- (1) ライフプラン教育の推進(再掲)
- (2) 若者の雇用対策 **重点**
- (3) 出逢いの支援 **重点**
- (4) 困難を有する若者への支援
- (5) 自殺対策

妊娠・出産

- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 **重点**
- (2) 不妊に悩む家族への支援 **重点**
- (3) 周産期医療体制の充実 **重点**

子育て

- (1) 男性の育児参画の推進 **重点**
- (2) 幼児教育・保育、地域の子育ての総合的な推進
- (3) 病児・病後児保育の充実 **重点**
(保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援)
- (4) 小児医療の充実
- (5) 在宅での療育・療養支援
- (6) ひとり親家庭等の自立促進 **重点** (子どもの貧困対策)
- (7) 障がい児施策の充実 **重点** (発達支援が必要な子どもへの対応)

ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために

働き方

- (1) 子育て期女性の就労支援 **重点**
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の削減
- (3) マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり **重点**(企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援)

意識の高まり、環境の整備

- (1) 県民の意識の高まり、多様な主体による取組の促進
- (2) 安全・安心のまちづくり等環境整備
- (3) 安全で安心な情報環境の整備